



# 碧南ロータリークラブ週報

第2401回例会 平成20年3月12日(水)

● 会長 鈴木 敏弘 ● 幹事 石橋 嘉彦 ● 会場監督 (SAA) 新美 宗和

■ 例会日 毎週水曜日 12:30

■ 例会場 碧南商工会議所ホール

■ 事務局 碧南商工会議所内

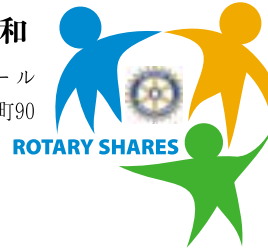
〒447-8501 愛知県碧南市源氏神明町90

TEL<0566>41-1100 FAX<0566>48-1100

ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp/>

E-mail: [info@hekinan-rc.jp](mailto:info@hekinan-rc.jp)

■ 会報委員 新美 惣英・長田 和徳・平岩 辰之・杉田 茂



2007~2008年度  
国際ロータリーのテーマ

**ロータリーは  
分かち合いの心**

## ● 斉 唱

国歌「我らの生業」

## ● 本日のメニュー

和風弁当 とんがり帽子

## ● 本日のお客様

刈谷税務署長 鈴木文男様



鈴木 敏弘会長

## 会 長 挨拶

今週はロータリークラブを代表して出席させて頂きました会の報告等をさせていただきます。

3月1日(土)碧南市手をつなぐ育成会(会長杉浦勝典さん)の卒業生を祝うひなまつり大会に出席し、碧南ロータリークラブを代表し本年度の卒業生に記念品を贈呈いたしました。また、翌日の3月2日(日)恒例の第35回碧南市民駅伝大会の開会式にご案内を頂き「超私の奉仕のロータリークラブ」と言う来賓紹介を受けました。

次に、先週の3月5日(水)のI.Mには会員の皆様が多数ご参加を頂き、有難うございました。9クラブ会長に「違いをもたらそう」の演題で金子ガバナー補佐より頼まれ話の内容の打ち合わせもなく大変困りましたが10分程拙い話をさせて頂きました。また当日知立クラブI.M副実行委員長の斉藤さんより、今回のI.Mは9クラブ全部が全員登録され予算面で少々余裕も出来たのか1人あたり1,000円を各クラブ名で地区の財団へ寄付する事でご理解を頂きたいと説明があり反対もなく決定されました。碧南クラブは78名登録で7,800円の寄付ということでもあります。さて、昨日3月11日第3回碧南市制60周年記念事業実行委員会が開催され、この記念事業の実施にあたって基本的な考え方は地域を舞台に若者にスポットライトをあて碧南市の次の10年に向けた新たな「まちおこし」の出発点とするということで、盛り沢山の事業が計画されております。ちなみに碧南の夏祭りとして盛大に行われております"元気ッス!へきなん"は50周年事業として行われた事業だそうです。以前にも案をご案内致しましたが具体化してきておりますのでご案内申し上げます。

①花咲かプロジェクト(碧南市を花いっぱいにして)市内各地

②元気ッスプロジェクト{市民大運動会11月16日(日)防災大会5月17日(土)}

③水水(すいすい)プロジェクト:6月の花しょうぶまつりの期間油ヶ淵に屋形船の運航

④楽芸プロジェクト野外音楽フェスティバル:碧南緑地(虹の公園)一帯で行う  
5月4(土)~5日(日)

⑤地区地区プロジェクト:市民の皆様で選ぶ遺産、選んだ遺産の発表会を平成21年3月頃

その他一年を通し色々な事業が行われます。どの事業も楽しいことが基本であると永島市長は言われました。市制60周年の年度は美しい碧南、活気ある碧南になるのではと思った次第です。今日は昨年10月末に突然病に倒れられ入院し病気療養されておられました岡田越勇さんが元気に例会に出席されました。まだ完治ではないと聞いておりますが、どうぞお身体に気をつけて早く治られますようご祈念申し上げます。

## 幹事報告

- ・他クラブの例会変更等は幹事報告書の通りです。
- ・本日例会終了後201号室にて第9回理事会を開催いたします。
- ・次週3月19日は通常通り例会を開催いたします。
- ・本日理事会終了後宮町公園において記念植樹を行います。
- ・100万ドル例会実施の御礼が地区より届いております。
- ・西三河分区I・Mのお礼が西三河分区ガバナー補佐、I・M実行委員長、知立RC会長より届いております。
- ・駅伝実行委員会よりスポーツドリンクが届いております。
- ・赤い羽根共同募金会より感謝状を頂きました。



石橋嘉彦幹事



## 副幹事報告

次年度地区協議会についての案内

## 委員会報告

### 〈出席奨励委員会〉

### 〈会員増強委員会〉

委員長竹中義雄 会員紹介依頼について

※三週連続出席率100%の場合は記念品を差し上げます。

### 〈ニコボックス委員会〉

- 長田 昌昇君 斎藤恭子さんから今日、名古屋マラソンで完走しましたとお礼の電話がありました。皆さんに宜しくお伝え下さい。
- 岡田 越勇君 長い間、ご迷惑、ご心配をお掛けしました。例会に出席出来て有り難うございました。
- 原田 達八君 チョットいいことがありました。
- 鈴木 敏弘君 3月5日I.M.には多くの会員にご参加を頂き有り難うございました。つたない話でご無礼致しました。  
岡田越勇さん元気になられ、おめでとうございます。
- 石橋 嘉彦君 3/5のI.M.全員登録ありがとうございました。親睦委員会の方々にはお手伝い頂き有り難うございました。
- 木村 徳雄君 中央中学校PTA会長を3月6日の卒業式挨拶をもって全て終了しました。ありがとうございました。
- 新美 真司君 } 3月7日自治体消防60周年記念日本武道館にて碧南市消防団が消防庁官賞を頂
- 角谷 信二君 } きました。
- 伊藤 正幸君 昨年からよくない事が続きましたが、少しだけいいことがありました。
- 奥田 雪雄君 嬉しい事が有りました。
- 角谷 信二君 子供が大学へ入ります。まだまだ野球も続けるそうです。

総会員数80名(内出席免除者11名の内出席者7名)出席者68名

出席対象者 68/74名

出席率 89.47%

欠席者12名(病欠者1名)

前々回修正出席率 95.95%

石川 唯司君 本日の卓話講師刈谷税務署長鈴木文男様をご紹介します。  
山中 寛紀君 今度は本当に良いことがありました。  
榊原 健君 本年度の少年サッカーの全日程が先週の日曜日無事終了することが出来ました。

#### 〈親睦活動委員会〉

##### 会員誕生日

1日 沖藤 季彦君 15日 小笠原良治君(還暦) 16日 黒田 泰弘君  
20日 平松 太君 22日 粟津 康之君

##### 奥様誕生日

10日 犬塚 敦統君の奥様 清子様 13日 奥谷弘 和君の奥様 由紀子様  
14日 市川 裕介君の奥様 哉穂様 24日 小笠原良治君の奥様 恵子様  
28日 杉浦 昌裕君の奥様 もと子様

##### 結婚記念日

2日 杉浦 昌裕君・もと子様 33年 16日 長田 徳雄君・利子様 48年  
16日 長田 和徳君・真由美様 17年 20日 平岩 辰之君・範江様 25年(銀婚)  
22日 竹中 義雄君・くみ子様 33年 27日 加藤丈太郎君・美恵子様 45年  
27日 杉浦 晴彦君・有実様 31年

## 卓

## 話

### 「国税不服審判所の概要と特色」

刈谷税務署長 鈴木文男様

国税に関して納税者が権利利益を侵害された時には、不服を申し立てる道(国税に関する不服申立制度)が「国税通則法」によって規定されています。その不服申し立ての形態は、その処分をした税務署長等の原処分庁に対して行う「異議申立て」とこの異議申し立てに対する「決定」を経た後の処分になお不服がある時に、さらに国税不服審判所長に対して行う「審査請求」の2つがあります。国税に関する不服申立は、青色申告に係る更生等の場合を除き、まず処分をした行政庁に対する異議申し立てをもってしなければなりません。そして、国税審判所長に対する審査請求は、異議申し立てについての決定を経てからでなければ行うことができないのが原則です。これを「異議申し立ての前置」という。したがって、審査請求は異議決定を経た後の原処分になお不服のある納税者がその処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度で不服申し立ての第二段階目の手続きです。ただし、例外として納税者の選択により異議申し立てを経ないで、直接審査請求をすることができる場合もあります。



①国税局長の行った処分に不服がある時

②税務署長の行った(所得税法又は法人税法に規定する)青色申告に係る更生に不服がある時、などがあります。

審査請求ができる期間については、原則として異議決定を経たものについては、異議決定書謄本が納税者に送達された日の翌日から1ヶ月以内、直接、審査請求をする場合は、原処分の通知を受けた日の翌日から2ヶ月以内にならなければならないとなっています。なお、異議申し立てをした日の翌日から3ヶ月を経過しても異議決定がない時は異議決定を経ないで審査請求をすることができます。さらに、審査請求人は、国税不服審判所長の「裁決」を受けた後、なお、処分に不服がある時は裁決書謄本の送達された日の翌日から6ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。また、審査請求をした日の翌日から3ヶ月を経過しても裁決がない時は、裁決を経ないで訴訟の提起ができます。国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する「裁決」を行う専門の機関であり、税務行政部内における公正な第三者的機関として、

審査請求人の正当な権利救済を図るとともに、税務行政の適正な運営を確保することを目的としています。

国税不服審判所は、全国を管轄する1つの組織です。しかし、審査請求人の便宜を図り、審査請求事件の能率的な処理を行う為、その事務の一部を取り扱う「支部」が全国に12ヶ所設置されています。「本部」は、国税庁のある東京に置かれ、12ヶ所の支部は、各国税局及び沖縄国税事務所に置かれています。支部の管轄区域は、各国税局等と同一であり、その名称は、例えば名古屋支部ならば「名古屋国税不服審判所」と言っております。沖縄の場合は「国税不服審判所沖縄事務所」といいます。また、地方に居住する審査請求人の便宜を図るなどのため、「支所」が設置されています。（名古屋の場合は静岡支所）支部は本部の下部機関ではなく本部の分室です。国税不服審判所長が審査手続上有している権限のうち「裁決権」を除く権限は、原則として支部の首席国税審判官に委任をされています。従って基本的には調査・審理は支部で行われています。国税不服審判所長だけが裁決権を有するのは、行政の統一性さらには社会経済情勢の変化等に適切に対応し、複雑・困難事件をより適正かつ迅速に処理する為には、各支部がバラバラの対応をするということがあってはなりません。このことから、近年本部と支部の情報の共有化を図り、連絡協調体制を強化しています。審査請求の手続きとしては、所轄の国税不服審判所（支部又は支所）に正副2通の審査請求書を提出して行うことになる。この場合、請求書は直接持参するか郵送等により提出することができるが、原処分庁を経由して提出することもできます。裁判所では提出された審査請求が法律の規定に従っているかという点について「形式審査」をします。審査請求が法定の期間経過後にされたものである時、その他不適法なものである場合には「却下」されることとなります。形式審査の結果、適法であると認められた場合には審査請求書の副本を原処分庁へ送付し期限を設けて「答弁書」の提出を求めます。原処分庁から提出された答弁書の副本を審査請求人に送付し、その内容に反論がある場合は「反論書」を提出することや、自己の主張を裏付ける証拠書類等を提出することができます。

審査請求人から反論書の提出があった場合は、反論書の一部を原処分庁へ送付します。原処分庁は、反論書に対して意見書の提出をすることができます。意見書の提出があった場合は、意見書の一部を審査請求人に送付します。この意見書に対しても審査請求人は反論することができます。担当審査官等は審理を行う為必要がある場合は、審査請求人の申立てにより、又は職権で審査請求人若しくは原処分庁又は関係人その他の参考人に対して質問をしたり、帳簿書類その他の物件の提出を求めることができます。（通則法97条で、職権調査の権限を規定）理由は審査請求人及び原処分庁から証拠書類や証拠物件が積極的に提出されることが迅速な調査・審理に必要であるが、提出された証拠資料の中には、確認のための調査を要するものもあり、また、当事者の提出した証拠書類だけでは事実の解明に不十分な場合もある。このような場合、担当審判官は独自に調査を行い事実を解明することとしています。以上の様な過程で得られた資料を基に合議体（担当審判官と他2名の参加審判官）が実質審理します。調査・審理・合議を重ね終了すると「議決」を行い「議決書」を作成します。国税不服審判所長はその議決に基づいて「裁決」を行い、国税不服審判所長名で「裁決書」を作成します。裁決書謄本により、審査請求人と原処分庁の双方に通知がされます。国税不服審判所長の裁決は行政部内での最終判断であって、仮にその裁決に不服があっても原処分庁は訴訟を提起することはできません。一方審査請求人は、裁決を受けた後、なお処分に不服がある時は、裁判所に訴訟を提起することができます。

**次回例会案内 平成20年3月26日（水）**

**彫刻「藤井達吉翁像」除幕式**

於 碧南市藤井達吉現代美術館